

## 町職員の懲戒処分について

### 町職員の懲戒処分について（公表）

平成28年4月28日付けで、次のとおり職員の処分を行いましたので公表します。

- 1 被処分者 係長 男性 57歳
- 2 処分内容 停職4月
- 3 事案の概要 被処分者は、平成28年3月28日 午前10時から午後3時頃まで飲酒、その後、2時間ほど睡眠をとり、午後5時35分頃、夕食を購入するため自宅から軽自動車を運転し外出したところ、パトロール中の警察官に道路交通法違反（酒気帯び運転）で逮捕されたものである。
- 4 根拠法令 地方公務員法第29条第1項1号及び3号

### 町長コメント

日頃から交通安全を推進し、また飲酒運転の撲滅に取り組み、綱紀粛正について機会があるごとに注意喚起してきたところではありますが、今回の町職員の飲酒運転による信用失墜行為という不祥事につきましては、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為で、誠に遺憾であり、町民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

今後は、早急に町民の信頼を取り戻せるよう、再発防止や町政に対する信頼回復に職員一同、全力を挙げて取り組んでまいります。